

☆平成19年度事業のポイント

◎河川事業

下谷川改修事業の実施 (支川下谷川)

肝属川水系下谷川は、鹿屋市街地を流れる支川で、河川沿いには家屋が建ち並んでいます。しかし、現在の河道は洪水を安全に流せるだけの断面が不足しているため、豪雨の度に河川水位が急上昇し、地元住民は洪水氾濫の危機にさらされて来ました。

そこで、河床掘削により河道断面を拡大し、洪水時の河川水位低下を図ることで、市街地における洪水への安全性を確保します。

平成19年度は、次年度以降の河床掘削に備えて、既設護岸の根継対策(護岸工)を行います。

☆整備箇所: 下谷川(鹿屋市街地) 護岸工 L=約70m

※別紙①参照

肝属川上流地区浄化事業の実施 (肝属川鹿屋市街地)

肝属川は、水質があまり良くない状態が続いています。そこで、平成14年度に水環境改善のために「第二期水環境改善緊急行動計画(通称:清流ルネッサンスⅡ)」の計画対象河川に選定されました。

これを受け、平成17年2月に行動計画を策定し、約10年後(平成27年度)を目標にBODで環境基準のC類型(5mg/l以下)より1ランク上のB類型(3mg/l以下)を満足し、子供達が安心して楽しく遊べる水辺環境の創出を目指します。

大隅河川国道事務所・鹿屋市・鹿児島県の行政機関や流域住民等が一体となって、平成18年度より河川内における水質浄化に取り組んでいます。

平成19年度は、鹿屋市内の3箇所の排水路で浄化材の設置を行います。

☆整備箇所: 浄化材設置

【参考】

平成18年度 : 浄化施設検討設計

平成19年度 : 浄化施設工事に着手

※別紙②参照

刈り草配布を実施

堤防の維持管理に伴う堤防除草は、大量の刈り草がでます。
そこで、平成14年度から畜産農家などに無料配布したところ、大変好評を得ております。
資源の有効活用とともに、大幅な処分費縮減が図られていることから、平成19年度も継続して実施します。

【参考】

刈り草面積：約111.4万m²
平成18年度縮減額：約10百万円

(堤防除草状況)



(刈り草引取状況)



堤防調査の重点実施

肝属川流域の約7割がシラスに覆われているため、肝属川水系の堤防材料にはシラスが使用されています。

このシラス堤防は水に侵食されやすい特徴があり、これまでも幾多の被害を受けてきました。
そのため、早期に堤防の状態を把握するため、堤防の質的調査を進め、洪水に対して安全な堤防の質的強化対策を検討します。

(平成17年台風14号で被災した始良川堤防)

【参考】

平成18年までの堤防調査

- ①点検堤防延長 68.9km
- ②詳細点検済み延長 17.2km
- ③点検率(②÷①) 25%

平成19年度予定延長 約24km

※点検終了目標年度 平成21年度



①下谷川改修事業を実施（支川下谷川）

【概要】

洪水時の河川水位低下を図るため、河床掘削、護岸工、落差工による河川改修を行います。
平成19年度は、護岸工を実施し、次年度以降の河床掘削に備えます。

【整備箇所】

鹿児島県鹿屋市新栄町



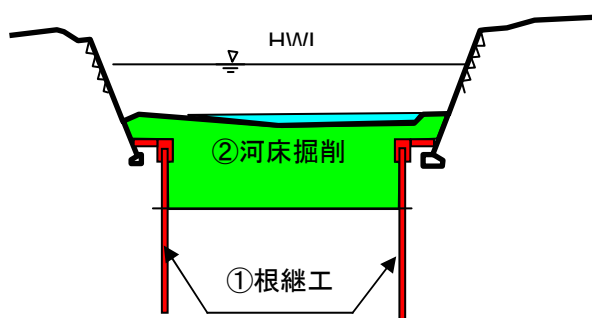
○改修方式：河床掘削による断面確保

※参考

概算事業費：約10億円
改修延長：0.7km
（さくら公園下流～中宮橋）

平成19年度事業
護岸工：L=約70m

- ①河床掘削を行うにあたり、既設護岸の倒壊を防ぐため、根継工をおこないます。
- ②根継工を施工後、河床掘削を行います。



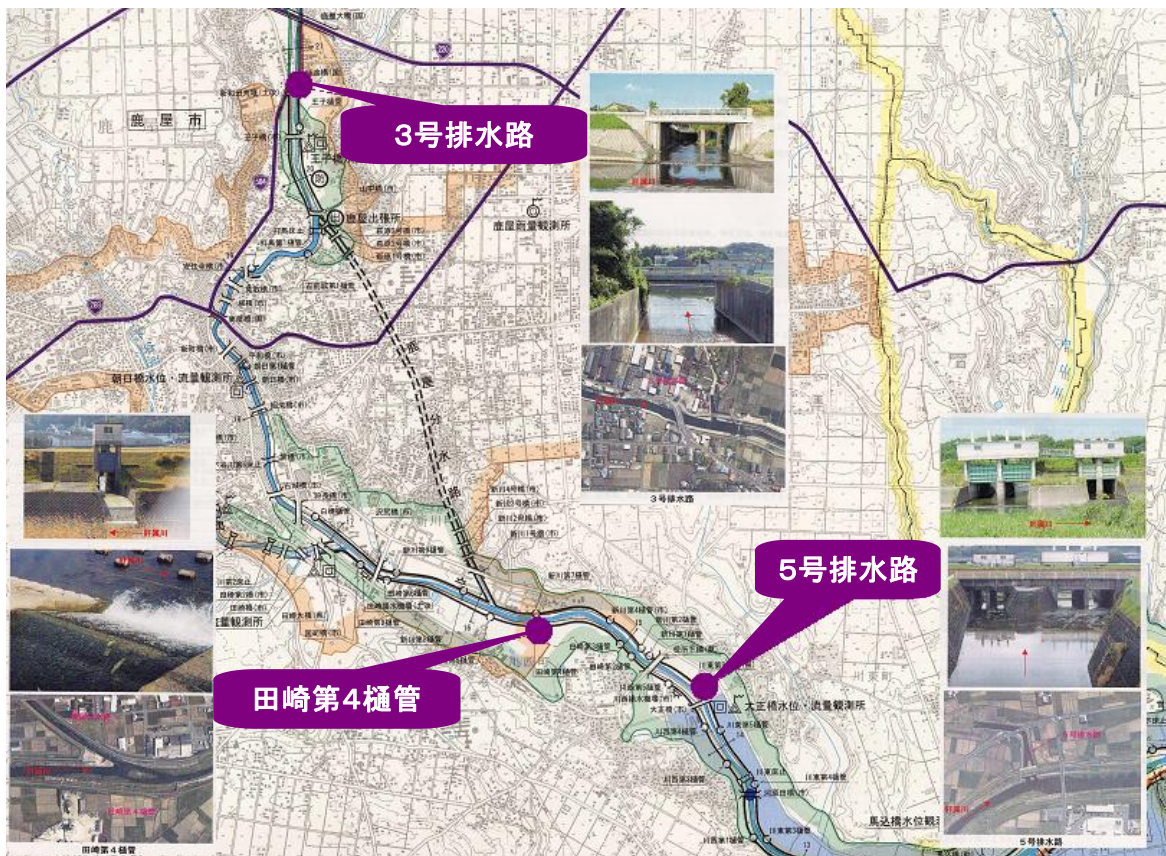
②肝属川上流地区浄化事業を実施（肝属川）

【概要】

平成18年度の検討結果を基に、平成19年度は鹿屋市内の3箇所の排水路で浄化材の設置を行います。

【整備箇所】

肝属川：3号排水路(王子町)、田崎第4樋管(田崎町)、5号排水路(川東町)



排水路における浄化材設置イメージ



肝属川清流ルネッサンスIIにおける各機関の行動計画

○施策内容と役割分担（ソフト面の施策を除く）

平成17年2月策定

凡例

- 実施主体
- 主な支援・協力者

		流域住民		行政機関			民間機関		
		住民	住民団体	鹿屋市	鹿児島県	国土交通省	J A	地域事業場	
汚濁負荷削減策									
生活排水対策	下水道整備	●		●	●				県の補助のもと 市が主体 となって整備を推進。整備完了区域で住民が下水道に接続。
	合併浄化槽の普及、維持管理	●		○	○				市の補助制度 を利用し、住民が浄化槽を設置。
	家庭雑排水による負荷の削減	●	○	○	○	○			流域住民、住民団体が主体 となって実施。国、県、市はソフト面で支援。
事業場排水対策	排水基準の遵守			○	○		●	●	事業者が主体 となって排水基準遵守を徹底。県、市は監視。
施肥対策	環境保全型農業の推進	●		●	○		○		農業者が主体 となって適正施肥等を実施。県、市は指導、監視。
家畜排せつ物対策	環境保全型畜産の推進	●		●	○		○	●	畜産業者が主体 となって家畜排せつ物を適正処理。県、市は指導、監視。

		流域住民		行政機関			民間機関		
		住民	住民団体	鹿屋市	鹿児島県	国土交通省	J A	地域事業場	
河川における施策									
水辺空間の整備					●	●			国、県が主体。
排水路等での簡易な水質浄化				●		○			市が主体 。
水質浄化施設による浄化				●	●	●			必要に応じて実施。 国、県、市が主体。

		流域住民		行政機関			民間機関		
		住民	住民団体	鹿屋市	鹿児島県	国土交通省	J A	地域事業場	
水循環改善策									
雨水浸透施設の整備推進		●	●	●	●	●	●	●	全機関が主体。